

第6次千葉県里山基本計画

(案)

令和8年 月

千葉県

第6次千葉県里山基本計画 目 次

I 里山基本計画（以下「計画」という。）策定の基本的な考え方	4
1 計画の趣旨	4
2 計画の性格	4
3 計画期間	4
II これまでの計画の成果と里山の現状	5
1 取組の成果	5
2 里山の現状	7
(1) 里山活動団体の高齢化、担い手不足	
(2) 企業からの法人の森制度以外の私有林への支援が低迷	
(3) 学校における里山活用の減少	
(4) 幼児期の自然体験の増加	
(5) 行政職員の人手不足	
III 里山の保全、整備及び活用に関する施策についての基本的な方針	9
1 目指す姿	9
2 将来の姿	9
3 基本的な目標	10
4 取組の方針	10
(1) 里山整備の支援	
(2) 森林環境教育の支援	
(3) 他部局との連携による里山活用の促進	
IV 里山の保全、整備及び活用に関し総合的かつ計画的に講すべき施策	11
1 里山整備の支援	11
(1) 新規参入する里山活動団体の支援	
(2) 里山活動団体の活動支援	
(3) 企業等による里山整備の支援促進	
2 森林環境教育の支援	12
(1) 里山関係団体のネットワークを活かした森林環境教育支援	
(2) 市町村の森林環境譲与税活用による森林環境教育の支援	
(3) 木育の推進	
(4) 教育の森、学校林等の活用による森林環境教育のフィールド整備	
(5) 学校等での森林環境教育の取組支援	
(6) 森林環境教育の人材育成	
(7) みどりの少年団育成・支援	
3 他部局との連携による里山活用の促進	13
(1) 子育て支援課のちば・うみやま保育との連携による幼保への里山活用促進	
(2) 循環型社会推進課の環境教育施策との連携による若者世代への里山活用促進	

(3) 教育庁の環境学習との連携による学校教育としての森林環境教育の取組推進	
4 調査及び研究の推進	14
(1) 企業等の参加による里山整備の調査	
(2) 森林環境教育の研究	
V 施策を推進するために必要な事項	14
1 里山活動のサポート体制支援	14
2 関係施策との調整と連携	14
3 進行管理	15

I 里山基本計画（以下「計画」という。）策定の基本的な考え方

1 計画の趣旨

農林水産業等の営みと自然とが調和しつつ維持されてきた里山は、多様な生き物の宝庫であるとともに、森林・谷津田・水辺等が一体となった美しい景観を形成し、県民にとって貴重な財産となっています。

そして私たちは、この里山から、地球温暖化防止や豊かな生物多様性と生態系等の保全、災害の防止、教育や憩いの場の提供、伝統的な生活文化の継承等の多面的機能を享受してきました。

一方、里山では手入れ不足の森林の増加や、放置竹林の拡大等が進んでおり、多面的機能の低下のほか、イノシシ等の野生鳥獣による農作物の被害が深刻な問題となっています。

本県では、里山の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成 15 年千葉県条例第 5 号、以下「里山条例」という。）」を制定し、県民参加による里山活動を促進する施策を展開してきました。

第 6 次千葉県里山基本計画は、これまでの計画の計画期間における取組の成果と現状を評価し、社会情勢の変化等を踏まえて、里山の保全、整備及び活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、それらに関する基本的な計画を定めたものです。

2 計画の性格

本計画は、「千葉県総合計画」及び「千葉県農林水産業振興計画」の下、これからの里山活動の目指す姿及びその先の将来の姿を示し、その実現に向けた具体的な取組を定めます。

3 計画の期間

計画期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 か年とします。

II これまでの計画の成果と里山の現状

里山条例第9条に規定される計画が策定されてから、計画に基づく里山活動の促進に向けた様々な施策を実施してきました。

これまでの計画に基づく取組による成果と里山の現状は、以下のとおりです。

1 取組の成果

里山活動の支援に取り組む市町村数は31市町村となり、第5次里山基本計画の目標は未達となりました。

一方、里山活動によって整備された面積は延べ458ヘクタールとなり、第5次里山基本計画の目標を達成しました。

第5次里山基本計画の目標値

	基準年度 (令和2年度末)	目標年度 (令和7年度末)	実績 (令和6年度末)
里山活動の支援に取り組む市町村数	28市町村	38市町村	31市町村
里山活動団体が整備・保全する森林の面積 (注1)	370ヘクタール	451ヘクタール	458ヘクタール

(注1) 第5次基本計画の目標として、

- ①里山活動協定認定制度に係る協定地
 - ②法人の森協定等で整備される県有林及び海岸県有保安林
 - ③森林・山村多面的機能発揮対策に係る活動地
- の3項目の他に「④市町村において支援等を行っている里山活動団体等の活動地の面積」(以下:④活動地の面積)が新たに追加されていたが、過去からの推移を比較しやすくするため、④活動地の面積を除いた数値で示している。

《参考》

○ 里山活動団体等が整備・保全する森林の面積

	H21.3.31 末時点		H25.3.31 末時点		H29.3.31 末時点		R3.3.31 末時点		R7.3.31 末時点	
	第一次	純増数	第二次	純増数	第三次	純増数	第四次	純増数	第五次	純増数
里山活動団体等 が整備・保全 する森林の面積	148	—	217	+69	305	+88	370	+65	458	+88

【里山整備面積の推移】

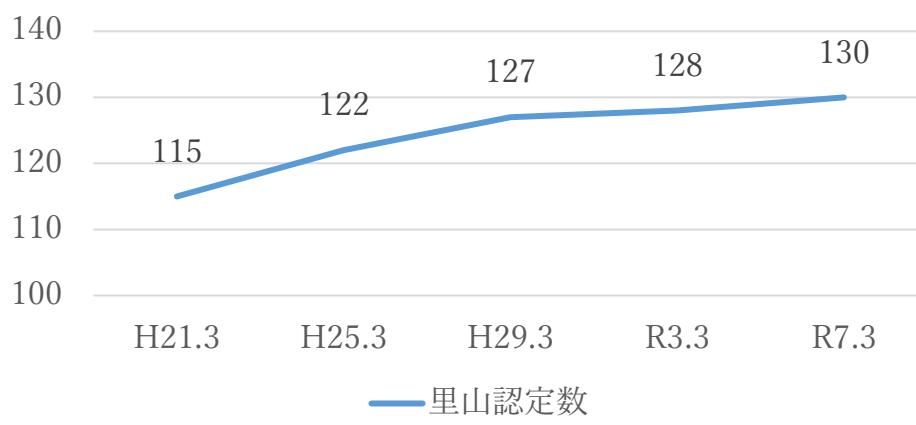


○ 里山活動協定の認定取得状況

里山活動協定の認定取得の促進や、里山活動への支援や普及啓発等を行った結果、これまでに 130 件の里山活動協定が認定を取得しています。

	H21.3.31 末時点		H25.3.31 末時点		H29.3.31 末時点		R3.3.31 末時点		R7.3.31 末時点	
	第一次	純増数	第二次	純増数	第三次	純増数	第四次	純増数	第五次	純増数
里山活動協定の 認定数(件)	115	—	122	+ 7	127	+ 5	128	+ 1	130	+ 2

【里山認定数の推移】



○ 第5次里山基本計画における取組状況

① 里山整備活動の支援

里山活動団体へのチェーンソー研修やロープワークを用いた伐倒作業研修等の安全衛生教育の推進による事故防止の徹底を図っています。

また、里山活動充実のための里山総合窓口では里山活動団体や里山活動に関心のある県民等からの相談・問い合わせに対応するとともに、イベント等をHPに掲載するなどの周知を行っています。

さらに、国・県・市町村が連携して新規里山活動団体を支援する「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」への支援に取り組んでいます。

② 市町村等の地域が主体となって進める里山活動の推進

市町村職員への研修を実施し、里山活動等への知識習得に努めています。

また、里山をフィールドに活動する多様な主体が、共通の活動や課題に連携して取り組むことを目的に、「ちば里山イノベーションハブ」を構築しました。

さらに、木育コーディネーター養成研修等により木育活動及び木育に関する人材育成に取り組んでいます。

2 里山の現状

(1) 里山活動団体の高齢化、担い手不足

人口減少や高齢化の進展、働き方改革に伴う定年延長などの社会情勢の変化に伴い、里山整備活動へと向かう人数の減少等により世代交代が進んでいないことから、里山活動団体の多くは、構成員の高齢化が問題となっています。

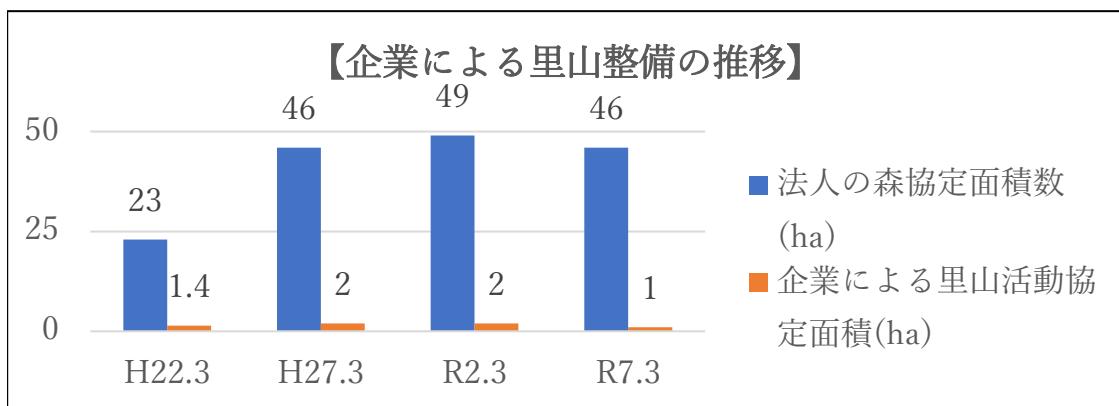
また、次世代を担う新たな人材が育っていない場合も多くみられ、団体の運営・存続に支障をきたしているなど、今後の里山活動団体による整備の推進が見込まれない状況です。

(2) 企業からの法人の森制度以外の私有林への支援が低迷

政府が令和5年3月に改定を行った「生物多様性国家戦略」において、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組の一つとして、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定する取組が令和5年度から開始されました。

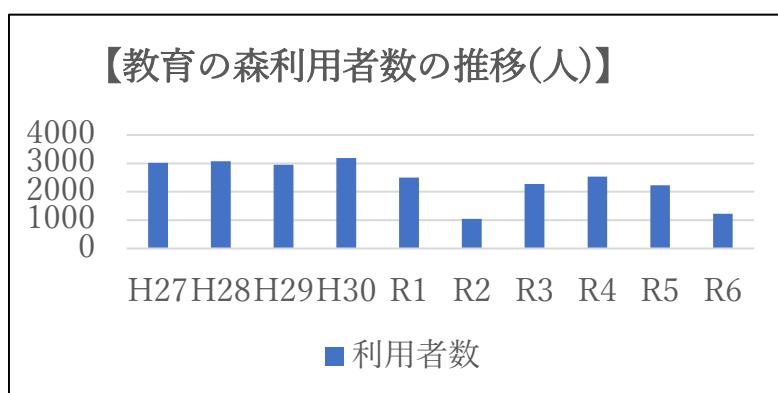
さらに令和7年4月には自然共生サイトを法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行されるなど、企業の環境への責務は強まっているところです。

一方、本県においては、企業からの法人の森制度により、海岸県有林を中心に県有林への支援は得られているが、法人の森制度以外の私有林への支援は低迷しています。

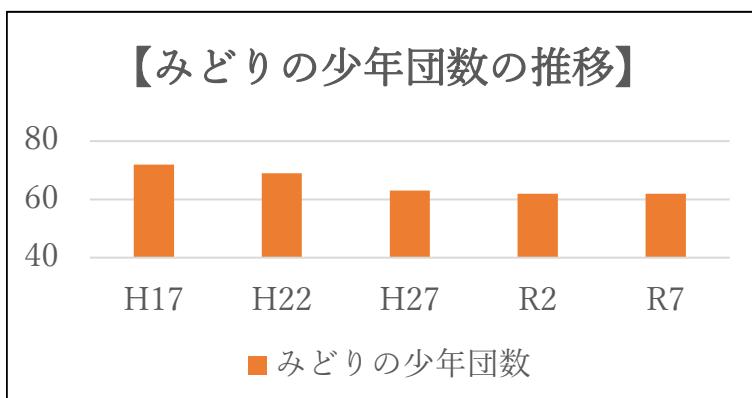


(3) 学校における里山活用の減少

近年、教員の働き方改革の影響等により、学校での校外学習等が減少傾向となっており、そのため、教育の森の利用者数やみどりの少年団数は減少しており、学校における里山活用が減少しています。



※教育の森とは子供達等が森林での様々な体験活動等ができる場所として、所有者の協力が得られた森林を県が認定したもの



※みどりの少年団とは子供達が自然に親しむ活動を通じて、心豊かな人間性と学校単位を中心とした団活動により、責任と協力の心を培い、明るい社会人に育つことを願って結成されている

（4）幼児期の自然体験の増加

幼児期における自然体験については、健康福祉部子育て支援課の施策である自然体験活動を通じて、子どもの主体性や創造性等を育む「自然環境保育」に取り組む幼稚園・保育所等の活動を支援する「ちば・うみやま保育（千葉県自然環境保育認証制度）」の効果により、幼稚園・保育所等での自然体験活動が増加しています。

（ちば・うみやま保育認証団体数：

106団体（R6年度）→139団体（R7年度）

（5）行政職員の人手不足

市町村は、地域における里山の保全、整備及び活用の推進役として主導的な役割を担うことが期待されています。

しかしながら、令和7年度に実施した市町村向けアンケートによると、里山施策に取組むための課題として「需要が把握できない」、「優先度が低い」、「担い手が見つからない」などが挙げられています。特に課題の中で「職員数の不足」が最も多く挙げられています。

III 里山の保全、整備及び活用に関する施策についての基本的な方針

1 目指す姿

第6次里山基本計画では、これまでの施策を継承しつつ、里山の多面的機能が發揮される仕組みの構築に向けて、目指す姿を以下に示します。

【目指す姿1】 里山において、企業等の多様な参画による整備が進み、里山の多面的機能が發揮されている。

【目指す姿2】 里山において、幼児から高校生を中心に森林環境教育での活用が活発に行われている。

2 将来の姿

第6次里山基本計画では、長期的な施策の方向性を明確にするため、おおむね10年後の将来の姿を以下に示します。

【将来の姿1】 里山において、企業等の多様な参画による整備及び森林環境教育による活用を行うための整備が行われている。

【将来の姿2】 里山において、県内各地で幼児から高校生を中心に森林環境教育が行われており、里山が積極的に活用されている。

3 基本的な目標

里山での森林環境教育の活用を促し、
里山の多面的機能発揮を目指す、里山づくりの実現

基本的な目標の実現に向けて、令和11年度末までの数値目標を掲げ、進捗を管理します。

	基準年度 (令和6年度末)	目標年度 (令和11年度末)
里山活動団体等が協定等に基づき整備・保全する森林(樹林地等)の面積(注1)	458 ヘクタール	570 ヘクタール
里山での学校教育・幼児保育による森林環境教育の活動団体数(注2)	253 団体	453 団体

(注1)「里山活動団体等が協定等に基づき整備・保全する森林(樹林地等)の面積とは、

- ①里山活動協定認定制度に係る協定地
- ②法人の森協定等で整備される県有林及び海岸県有保安林
- ③森林・山村多面的機能発揮対策に係る活動地

等において、当該年度に整備・保全する森林(樹林地等)面積とします。

(注2)「里山での学校教育・幼児保育による森林環境教育の活動団体数」とは、教育の森、みどりの少年団活動、県民の森、学校林、ちば・うみやま保育における活動等の高校生以下の学校教育・幼児保育による里山での活動団体数とします。

4 取組の方針

里山整備については、里山活動団体の育成・支援に引き続き取り組むとともに、併せて企業による参加を促進していくことで里山整備を進めます。

また、学校教育及び幼児保育での森林環境教育の取組を推進していくことで、里山において活発に活用されている環境づくりを目指します。

(1) 里山整備の支援

里山整備を推進するため、里山活動団体の新規参入を支援するとともに、既存の里山活動団体が、継続的に里山整備を実施できるよう支援します。また、企業等による社会貢献活動等の環境への責務としての里山整備の取組を支援します。

(2) 森林環境教育の支援

里山での森林環境教育による活用を推進するため、里山関係団体のネットワーク(ちば里山イノベーションハブ)を活かしながら、森林環境教育のフィールド整備や学校等での森林環境教育の取組支援等を行います。また、市町村の森林環境教育の取組を支援します。

（3）他部局との連携による里山活用の促進

教育庁等の他部局と連携した様々な取組を行うことで、里山での森林環境教育による活用等を推進します。

IV 里山の保全、整備及び活用に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

1 里山整備の支援

（1）新規参入する里山活動団体の支援

林野庁で実施している、新たな里山活動団体が里山の多面的機能を発揮するための支援について、引き続き、県でも市町村と連携して、バックアップを図り里山活動団体の新規参入を支援します。

また、県内で実施されている里山活動をホームページ等で周知し、多様な人々の参画を促進します。

（2）里山活動団体の活動支援

里山活動充実のため、相談や問い合わせへの対応等の総合窓口を引き続き運営していきます。

また、里山活動団体に対して、次世代リーダー育成研修や里山活動団体間の連携強化研修を実施し、継続的に里山活動を実施できるよう支援します。

さらに、里山活動団体が、里山活動を安全に実施するために、チェーンソー等の林業用機械の講習会や伐採に伴う掛け木の安全処理の研修などの安全衛生教育を実施し、事故防止の徹底を図っていきます。

（3）企業等による里山整備の支援促進

企業等による里山整備の支援について、美しいちばの森林づくり・森林整備によるCO₂吸収量認証制度や里山活動協定認定制度等の情報発信を行います。これらにより、企業等の参加への意識を高めることで、里山整備への参加を促進します。

また、法人の森制度等の環境活動に取り組んでいる企業等に対して、アンケート調査等を実施することにより、企業等が里山整備を支援するためのニーズを把握し、企業等が私有林を含めた里山整備を支援しやすい仕組みづくりを目指していきます。

さらに、企業等が里山整備を実施する際に、里山整備の取組方法を示した里山ガイドブック（森林研究所発行）を活用してもらうなど、企業等が里山整備に参入しやすくなるよう努めます。

2 森林環境教育の支援

(1) 里山関係団体のネットワークを活かした森林環境教育支援

里山をフィールドに活動する多様な主体によるネットワークである「ちば里山イノベーションハブ（通称：CSI）」を構築したことから、CSI メンバーの多様な人材やフィールド等を活用して森林環境教育を推進します。



(2) 市町村の森林環境譲与税活用による森林環境教育の支援

令和6年度から国税として森林環境税が国内に住所のある個人に対して課税されており、森林環境税を財源として、森林整備や森林の有する公益的機能に関する普及啓発等を使途とする森林環境譲与税が譲与されています。このような状況下で、森林環境教育による取組について、市町村と連携を図り、市町村が実施する森林環境教育施策を支援することにより、地域での森林環境教育の拡大を図ります。

(3) 木育の推進

森林の有する多面的機能を認識するとともに、森林から生産される木材に愛着を持つことで、森林資源の循環利用に自発的に取り組む機運を醸成するため、千葉県木育推進方針に基づく、木育活動を推進します。

また、木育活動を推進するため、森林や木材についての幅広い知識を持ち、かつ、わかりやすく教える能力や、安全にイベントを進める能力のある指導者の育成に取り組みます。

※「木育」とは木材や木製品との触れ合いを通じて、木の良さや利用の意義を学ぶ教育活動

(4) 教育の森、学校林等の活用による森林環境教育のフィールド整備

森林環境教育の利用を通じて、里山の活用を促進するため、森林環境教育を実施する側のニーズに応じて教育の森、学校林等の森林環境教育のフィールド整備を実施します。

(5) 学校等での森林環境教育の取組支援

学校教育や幼児保育での森林環境教育の取組を推進するため、緑化推進拠点施設や県民の森を活用した学校の野外活動等での講師派遣等の支援を行います。

また、学校や保育所等の職員向けにも森林環境教育の情報を周知し、森林環境教育の取組を推進します。

さらに、地域やNPO等で実施している森林環境教育の取組についても、支援を行います。

(6) 森林環境教育の人材育成

学校や保育所等の職員向けに森林環境教育を理解してもらうための森林環境教育指導者育成研修を実施します。

また、森林環境教育を実施する上で、千葉県の森林・林業を正しく理解してもらうために森林環境教育向けテキスト等を提供します。

(7) みどりの少年団の育成・支援

みどりの少年団を育成支援するため、千葉県緑化推進委員会と連携して、自然と触れ合うことの大切さを学校にPRするなど、新規参加を支援します。

また、既存のみどりの少年団について、活動に対する助成など継続的な活動となるよう支援します。

3 他部局との連携による里山活用の促進

(1) 子育て支援課のちば・うみやま保育との連携による幼稚園・保育所等への里山活用促進

健康福祉部子育て支援課で実施している施策である、自然体験活動を通じて子どもの主体性や創造性等を育む「自然環境保育」に取り組む幼稚園・保育所等の活動を支援する「ちば・うみやま保育（千葉県自然環境保育認証制度）」と連携して、認証団体への森林環境教育指導者育成研修実施や自然体験活動を支援する

ことで、幼児教育・保育による森林環境教育を推進します。

（2）循環型社会推進課の環境教育施策との連携による若者世代への里山活用促進

環境生活部循環型社会推進課で実施している施策である、次代の環境保全活動をリードする若手人材の育成を図るための「若者が主役の環境保全活動応援事業」と連携して若者世代の取組を支援します。

また、同じく環境生活部循環型社会推進課で実施している施策である、持続可能な社会の構築を目指して、学校や団体等で環境教育活動を実践できる人材を育成するための「環境教育指導者養成研修」と連携して、森林環境教育の人材育成を支援します。

（3）教育庁の環境学習との連携による学校教育としての森林環境教育の取組推進

教育庁で所管している「千葉県立君津亀山青少年自然の家」の自然環境教育の取組と連携して、学校の森林環境教育関連の校外学習への支援を行います。

また、森林環境教育施策を学校関係者に周知するため、教育庁学習指導課と連携して、教職員向けの研修項目に記載するなど周知します。

4 調査及び研究の推進

里山の保全、整備及び活用の方法に関する調査及び研究に取り組みます。

（1）企業等の参加による里山整備の調査

企業等の参加による里山整備を促進していくため、企業等が関心を持っている情報の収集・分析に努めます。

（2）森林環境教育の研究

森林環境教育の取組を推進するため、森林環境教育が学校関係者等に取り組みやすいものとなるよう副読本の作成及び森林環境教育プログラム作成に向けた研究に努めます。

V 施策を推進するために必要な事項

1 里山活動のサポート体制支援

今後も引き続き、ちば里山センター等の里山関係団体が継続的に役割を發揮できるよう、支援方法等を検討します。

2 関係施策との調整と連携

森林環境譲与税を活用した各種施策と里山施策との連携や、地域の獣害対策等との連携により、里山整備・活用の効果的な推進を図ります。

併せて、市町村や教育機関等との連携強化など、積極的な支援に取り組み、里山の保全、整備及び活用を促進していきます。

3 進行管理

社会情勢の変化や県民の意向、里山活動団体・土地所有者のニーズを反映した、柔軟かつ的確な里山施策を展開するため、里山活動の実施状況を把握し、施策に反映します。